

第百五十一回国会 参議院 財政金融委員会 會議録第六号

平成十三年三月二十九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

円より子君

白浜 一良君

補欠選任

久保 巨君

木庭健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

伊藤 基隆君

林 芳正君

日出 英輔君

勝木 健司君

浜田卓二郎君

池田 幹幸君

委員

上杉 光弘君

河本 英典君

鴻池 祥肇君

清水 達雄君

谷川 秀善君

野間 昶君

星野 明市君

山下 英利君

若林 正俊君

久保 巨君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

木庭健太郎君

大門実紀史君

大淵 絹子君

国務大臣

財務大臣

宮澤 喜一君

国務大臣
(金融担当大臣)

柳澤 伯夫君

副大臣

内閣府副大臣

村井 仁君

財務副大臣

若林 正俊君

農林水産副大臣

田中 直紀君

経済産業副大臣

松田 岩夫君

事務局側

常任委員会専門員

石田 祐幸君

政府参考人

外務省アジア大洋州局長

横田 邦彦君

財務省関税局長

寺澤 辰麿君

農林水産省総合食料局長

西藤 久三君

農林水産省生産局長

小林 芳雄君

林野庁長官

中須 勇雄君

経済産業省貿易経済協力局長

奥村 裕一君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤基隆君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十八日、円より子君及び白浜一良君が委員を辞任され、その補欠として久保巨君及び木庭健太郎君が選任されました。

○委員長(伊藤基隆君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案の審査の

ため、本日の委員会に外務省アジア大洋州局長横田邦彦君、財務省関税局長寺澤辰麿君、農林水産省総合食料局長西藤久三君、農林水産省生産局長小林芳雄君、林野庁長官中須勇雄君及び経済産業省貿易経済協力局長奥村裕一君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊藤基隆君) 関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

何度も引き続いて質問させていただきますが、きょうは、法案に入る前に、これは事前に通告をしておりました宮澤財務大臣、総理大臣経験者として伺っておきたいことがございまして、と申しますのは、昨日でしょうかあるいは一日でしようか、森総理大臣がノルウェーの国王の答礼宴を、レセプションを急遽一時間前に欠席をされ、そしてその足でまたおし屋さんに行かれていたと、こういうお話が昨今にぎわしているわけですが、この問題について、宮澤財務大臣は総理大臣経験者としてどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) たまたま私は委員会なんかで隣にずっと座っておりまして気がついておりませんが、相当腰の状態が悪くて、私もお気の毒に思っておりますので、そうであ

ば本来最初から欠席を通知しておかれるべきだったと思うんです。そして、そういう状況でありましたから、したがってそのように後行動をされればあらぬ誤解を受けなかったのではないかと思います。

○峰崎直樹君 私の友人がワシントンからの便りを送ってくださりまして、ポトマック川の河畔の桜祭り、もう先週の日曜日に終わったそうですが、そこにブッシュ大統領とローラ夫人が、やはり日本に対する友好なんでしょうか、まだ寒いワシントンだそうだけれども駆けつけてくださった。そういう意味で考えると、外交という問題はあるのではないかなというふうに思います。

と同時に、ワシントンというお話が出ましたが、もう一つ宮澤財務大臣にお聞きしますが、新聞などを拝見いたしますと、今度G7の会合がワシントンで四月の終わりに当然これはあるわけですね。そこには私は出席しないというようなことを述べられたやに聞いています。これは一部には、次のポスト森がどうなるのか私どもわかりませんが、そういう意味で財務大臣は次はもうやめませんかというのを再三にわたって言っていた以上、いよいよついにおやめになるのかなというふうに思っています。その点、財務大臣、誤解を与えているんでしょうか。それとも本当にそう思っているんでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 峰崎委員の御忠告に従ったわけでもないんでして、出がけに聞かれましたので、いやそれはまだ先のことでというようなことをちょっと言いましたが、そういうところを方をしたかもしれません。

この会議は非常に大事な会議でございますので

で、軽視してはならないものでございます。
○峰崎直樹君 私が多分行かないだろうなどということはおっしゃってはいないわけですね。もう一回。

○国務大臣(宮澤喜一君) 別に特にそういうことを言おうとしたわけではございません。

○峰崎直樹君 ある意味では、これから審議をしていくときに、レームダックの総理大臣、そしてレームダックの財務大臣のもとで、いろんなまだ法案がたくさん残っているとすれば、これは本当に議論するべきかどうかというようなことまで当然出てくるわけでありまして、ぜひ在任中、引き続き頑張っていたらいいなというふうに思います。

そこで、ちょっと法案に絡めて先に二、三質問したいわけですが、実は昨今、農産物の三品目をめぐるいわゆるセーフガードの問題がございます。

いろんな新聞情報で私もはきょうになってわかることがあって、その背景を聞きたいということが出るわけですが、産経新聞に、「農産三品目セーフガード 財務相が発動容認」と、こう書いてあるわけですね。これは本当に事実なのかどうなのか。

それと、きょうは農水省から副大臣、あるいは通産省から副大臣お見えになっていますが、このいわゆる農産物三品目に対するセーフガード、これについてはそれぞれどういうふうにお考えになっているのか。

宮澤財務大臣には、その発動容認ということについては、そのとおりであったのかどうか、この点、まず確認をしたいと思えます。

○国務大臣(宮澤喜一君) なるべく手短かにいたしますが、このセーフガードというものは、我が国が国際社会に復帰いたしました一九六〇年代、私は若いころで、よくジュネーブに参りましたけれども、日本に向けられた一つの先進国の道具であったばかりでなく、ドイツを除くヨーロッパの多くの国は対日輸入制限品目というものを三十と

か六十とか設けまして、これはもう全くガットの規則違反であります。そういう条件で日本をガットに入れた。ですから、その後何十年、我が国の外交はそれを減らすための屈辱的な努力をしたことは御記憶のとおりで、私はそういうことを自分の経験として思います。

なるべく日本としては後進国に対して自分が味わったような苦勞はさせたくないという思いでやってまいったと思えます。それが、今まで日本がセーフガードを発動せずに、繊維なんかでもとにかく自主規制とかいろいろなことをしてやってきた基本の理由でありましたが、ここに来まして、しかし、日本のような国が周辺から野菜を輸入するといったような状況。その中で、しかし国内にも生産がある。ですから、こういう問題が起こってくるのはやむを得ないかもしれないが、しかし過去のそういう自分たちの苦勞も若い役人諸君は知らないでしようから、一遍知っておくよという気持ちで私には基本的にごさいます。

しかし、それだけ申しまして、今の問題は農水大臣がいろいろにお考えでいらっしやろうと思っておりますし、いずれ御相談があるかもしれないと私も思っています。普通ですと、こういう場合には消費者からの抵抗が非常に強くあるわけでございます。繊維なんかですと私はやっぱりあり得るだろうと思いますが、この野菜の問題は、農業の話があったり遺伝子の話があったり、どうも国内の消費者が、日本のものの方が安全だ、それに、高いといってもせいぜい野菜だからといううようなことがどうも現実にはあるようございまして、から、そういうことも考える必要があるのかなと。

しかし、いずれにしても、この発動にはそれなりの規則もあることございまして、農林大臣からお話があったときにお話伺いたい、できるならばこういう話は輸出と輸入との間で話をして決めていくことの方が望ましい、そんな感想を持っております。

○副大臣(田中直紀君) 御指名がございましたので、農林水産省の立場としてお答えを申し上げます。
今、財務大臣から大局的な、そしてまた歴史的なお話ございましたが、農林水産省、御存じのとおり、ネギ、生シイタケ、薑表の三品目につきましては、三月二十三日に実態調査の概要が公表されたところでございます。
農林水産省といたしましては、暫定措置の発動の要件がいろいろございまして、ことしに入って、さらなる価格あるいは需給動向、そしてまた経営動向等を勘案いたしまして、三月二十六日には我々、副大臣・政務官会議、あるいは二十七日には谷津農林水産大臣が入りまして農林水産省の立場を明確にしたところでございまして、この三品目については暫定措置の発動が必要であるという判断のもとに、財務省そしてまた経済産業省の両省に協議に入っていくということで決定をいたしました。両省の御理解も得たいと思っております。速やかに結論が得られるように努力をいたしたいというのが現在の立場でございます。四月の二十七日までの間、利害関係者等からの意見表明の機会を設けておけるといのは委員も御承知のことだと思えます。
若干つけ加えさせていただきますと、ネギも五年間で大変輸入が二十五倍にもふえてきておるといふことでありますが、この二月にやはり平均に比べても三倍の輸入がされておるといふことでございまして、そういう面では大変緊急性が高いのではないかと。生シイタケあるいは薑表につきましても、四割あるいは六割の輸入の市場になってきておるといふことで、大変そういう面では緊急性が高いと思っております。

○副大臣(松田若夫君) お答え申し上げます。
もう財務大臣、農水副大臣の答弁で尽きておるかと思うのでございますが、現在調査中の今の三品目につきましては、WTOセーフガード協定に定められた要件に照らしまして、十分内外ともに説明できるものかどうか、現在まさに三省の事務方で精力的に検討いたしておるところでございます。
けさも農水副大臣から私自身も御要請を受けました。本日、経済産業省としても、大臣ともども事務方から十分お話を承って、極力速やかに結論が得られるよう努力してまいりたいと、そんなふうにお思っております。
○峰崎直樹君 通産副大臣にちょっと伺いしますが、これは捕らえてみれば我が子なりというふうになりませんか。
つまり、農水省が、農業技術を日本人が教えて、そして日本人に合う品種の改良をして、そしてそれを日本に送ってくる、それが非常に安い。あるいはタオルとか繊維製品もそうです。確かにこの緊急セーフガードの条項があるのはあるんですが、そうすると、日本の経済のある意味では供給者、日本にももちろん供給者はいるけれども、実は日本の商社とかあるいは日本のユニクロとかそういったところが海外にどんどん進出していて、それが日本に入ってきていると。
そうすると、これはだめですと言ったら、いやいやそうは言ってもやっというらっしゃるのはあなたの国の資本ですよ、あるいは技術も借りているんですよというふうになってきたら、我々は通商国家として、平和的通商国家というのは私は日本が生きていくときの大きな要素だと思っておりますが、そのことに対して、通産省はちょっと待ってくれと、いろいろ農家の立場はわかるけれども、中国との間でこれからさまざまな摩擦が起きる可能性がありますよね、WTOにまだ正式には加盟していないはずですから。そういう意味で通産省はどんなふうな見解を持っていられるのか、その点を聞きたいと思っております。
○副大臣(松田若夫君) 経済産業省でございますけれども、私自身も間違えるのでございます。ごめんなさい、余分なことを申しまして。
峰崎委員のおっしゃるお話もよくわかりますし、要すればこのセーフガードと申しますのは、別に悪いことをやっというから何か取り締まろうとかそういうものではございません。アンチダンピング

グミたいなものは、これ不公正な取引ですから取り締まる、こういうわけでございますが、セーフガードそのものは、それぞれの国の産業、これも大事でございますし、とりわけ日本にとりましては、今おっしゃったように、もう内外ともに資本もあるいは技術も移動してグローバルな経済の中で生かしていただいている国でございます。したがって、当然、日本国民あるいは日本国企業あるいは外国の企業、もうそういったものを乗り越えて外と内との利害調整もしていかなきゃなりません。そういう利害調整の一つのやり方として、まさにWTO、長いガット以来の歴史の中で積み重ねてきた経験でこのセーフガードという制度ができておるわけでございまして、それぞれの利害、そういったものを十分に勘案して粛々とやっていくべき事柄であると存じております。

そういう意味で、今回の野菜、ネギを初めといったしますこの三品目につきましても、そういう立場で今本当に大変な調査でございます。初めてのことでございまして、農水省におかれても本当に大変な、もう寝ずの御努力をなさって資料を集め、何というんでしょうか、書類そのものももう部屋に山積みという、そういう状況で今精査しておられます。そういうものを受けて冷静に、もう御案内のとおり、ガットの規則でも決められておりますし、また我々もガイドラインを、国内の規則も持っておりますということで、判断いたす事柄である、事柄はそういうことであるというふうに理解いたしております。

○峰崎直樹君 財務大臣にちょっとお聞きしますが、新聞の記者会見の記事などもちょっととらせていただいたんですが、こういう表現でございまして、どうもかかわらないんですが、刀を抜かないと迫力がない、現実的には、農水省が求めていくなら主管官庁に任せてもいい、こういう発言をやったのになさっておられるんですか、つまり容認をするということですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そこはちょっと難しいところでございますが、長くなると思います。

が、本来、セーフガードを本格的に適用するのは御承知のように一つの条件があるわけでございまして。それに対して、その緊急性があるから緊急に適用するということは、本来の適用よりはもっと条件が実は辛いわけでございまして、ほううておけばこれはもとにならないといったような状況でしか緊急の適用はできないというのが、規則を読めば読むほどそういうふうになります。ですから、いよいよその規則面で言うことは難しくなる。

しかし、自主規制を、今までそういう名前でなされたかどうかは知りませんが、やっておられた農林当局としては、日本が本当に決心をするというのでない限りはなかなか自主規制の交渉はうまくいかないんだと、こういう御説明を聞かせていただいているので、そういう意味では刀を云々という話になるという話は私はいました。いたしましたが、さあしかしそれは一層に実は発動条件は難しいということにまたなるんだということと同時に申ししたわけです。

○峰崎直樹君 じゃ農水省、田中副大臣にお聞きしますが、要するに農産物、ネギとかシタケとか量表とか、そういうことは中国を中心にしたのが、東南アジアですか、そこにいわゆる注文して、あるいは作付をさせたり技術指導をしたりしているのは、背景に日本資本があるんじゃないですか。そのあたりはどういうふうな調査されているんですか。

○副大臣(田中直紀君) 開発輸入の問題のお問い合わせですが、セーフガード自身は、日本企業による技術指導、あるいはその他の援助による開発輸入であるうとも、中国産として一応セーフガード上は扱ってあるというところは申し添えさせていただきますが、日本の方に輸入されるのは、山東省の方に大変日本の関係の会社が進出しておるといことは把握をいたしておるところであります。非常に企業が小規模なものですから、どの程度日本のその種が提供されておるかとか、あ

るいは生産技術をどの程度協力しておるか、こういうようなものにつきましても、それぞれ今詳細については全部把握をしておるわけではございません。緊急に事態把握に努めておるといのが事実であります。委員が御指摘のとおり形態が、日本がそういう面では向こうに委託しておるといものも見受けられるということは事実でございます。

○峰崎直樹君 ということは、捕らえてみれば我が子なりと言ったのは、そういう形でどんどん入ってくる背景に、実は資本や技術やそういったものが日本から出てきているとすれば、そういう意味での構造をわかった上での対応をしないと、なかなかこれは本当の意味での解決にならないんじゃないかということをおし上げたわけであります。

まだまだたくさん聞きたいことがありますが、昨今の一番大きな問題の金融問題あるいは財政問題にちょっと、あと二十分しかございませんので、移らせていただきたいというふうに思います。

農水省、通産省、結構でございます。ありがとうございました。

そこでまず、金融庁の副大臣が答弁をなさいます例の地方債のBIS規制の話。八八年ですか、そのときに地方債について、この間の答弁を聞いていますと、要するにBISの約束事では、実は最初は日本を懲らしめようと思って、いわゆる地方債のリスクウエイトを一〇%と、こういうふうに各国から言われてそうだったんだと。ところが、九四年でしたか五年でしたか、そのときに今度はゼロ%にしたいと各国にお願いに行ったら、いや今度はいいよと、こういうふうにおっしゃったというんですが、どうもBIS規制の地方債におけるリスクウエイトは、これは各国の金融当局が自分の裁量で決めてよろしい、ゼロなり一〇なり、こういうことになっているというふうに向っているんですが、それは、そういうことで前回の答弁とは違うんじゃないかと思うんですが、い

がございましょうか。

○副大臣(村井仁君) 一番最初に、私、峰崎委員の御質問に対してお答えいたしましたときに、BIS規制そのものは関係国間の了解でございまして、合意でございすけれども、地方債につきまして、ゼロ、一〇、二〇、そのときはたしか私五〇までは申しませんでした。その四段階の区分が地方債の区分についてはある、そのどれを適用するかはそれぞれの国の任意であるということをおし上げたつもりでございます。

ただ、そのときに峰崎委員から重ねて、当初一〇だったのをゼロにしたのではないかと御質問がございまして、私は、その時点でわかりませんでしたので、改めて調べてお答えすると、このように申し上げました。

調査しました結果わかりましたことは、確かにそういう自由度は原則的に持っておりますけれども、一九八八年、そのときにBIS規制が合意されました時点では、日本の銀行というのは海外においてかなりオーバーレゼンスといましようか、そういうものがある意味では懸念された状況にあって、それで地方債のリスクウエイトをゼロにするというふうな選択をしますと、それにつきまして相当抵抗感があるということで、実際私も国際交渉というのを多少やったことがありますが、よくわかるんですけれども、相手の了承を得るというふうな具体的な話じゃありませんが、いろいろさわっておるながら、結果的にどうもこれは一〇にせざるを得ないという判断が当時ありまして、一九八八年の時点では一〇というところまでセツトがされた。もちろんそれだけで物事が決まるわけじゃございませんで、他のいろんな要素のやりとりがございまして、地方債のみ着目して言えば、不本意ながら、その当時、地方の財政につきましてそれほど不安がなかったわけでありまして、本来、いわゆるソブリンデットとしてのゼロ%というのが日本の当時の立場としては当然ということでありましたでしょうが、あえて一〇という選択をした。

しかし、日本としては、他の国がみんなゼロであるということもあって、できればゼロにしたいという願望を持ち続け、そして九四年に至ってそのあたりのところが、日本の銀行のオーバープレゼンスというような当初あった問題がなくなったために合意が得られて、それで告示の改正を行いましてゼロにした、こういう経緯だったということをつづめて二回目の御質問のときに申し上げた、そういう経緯でございます。

○峰崎直樹君 経過はそうだったかもしれない。問題は、これを一〇%にしたりゼロにしたりする権限があるのは、それはBISの中で了承をもらわなければいけないんですか、それとも日本の国内金融機関ができるんですか。その基準を聞いているんですね、権限を。

○副大臣(村井仁君) 権限的には各国監督当局の判断ということだと思います。それでよろしゅうございますか、とりあえず。

○峰崎直樹君 ということは、国際的にはいろいろやりとりがあるだろうと思うけれども、権限的には今でいえば金融庁にあるということですね。

そうすると、新しいBIS規制が今度出てまいりますよね。それもやはり、ソブリンがあるけれども、たしかあればB格とかA格とか、格付によって全部変わってまいりますね。そうすると、国債が今、大分低落をきていているわけですから、でも、そうするとこれからの規制はもう自由裁量はきかなくなってくる。つまり、金融庁が国債のいわゆるリスクウエートをゼロでいい、地方債はゼロでいいというんじゃないかと、これからは、市場のマーケットで徐々にBIS規制というものは改革をされている、それを受け入れるというふう

にこれから考えてよろしゅうございますか。

○副大臣(村井仁君) 新しいBIS規制につきましては、現在交渉の過程にございますので、どういう決着になりますか、私もまだつまびらかにいたしておりませんが、いささか私自身の見解を申し上げさせていただきますと、もちろん、何といえましょうか、国際的に認知された、

国際的に合意されたルールに従いまして、できるだけ透明に自分の監督している金融機関の状態というものが外にあらわれるようにしていかなければいけないということとは間違いないことだと思っておりますので、そういう意味では、今提起されておりますのは、いわゆる格付というものをそれぞれに考慮しまして、その上でそれにふさわしい、それに対応するリスクウエートをかけていくという手法がとられる方向に今動いております。

○峰崎直樹君 いずれその問題についてまた議論したいと思っております。

そこで、今焦眉の問題になってきているなど、私もそう思っているのは、実は銀行が保有している株式、原則的に私たち民主党としてもこれは持つべきでないではないか、こういうふうになっているんです。つまり、リスクに、景気がよくなったらティア2に入れられるけれども、それまでほとんど与信が拡大していくけれども、そうでなくなったら逆に収縮しちゃうという、大変不都合だというふうになっておりますので、そう思っています。

その意味で、株式買い上げ機構の問題が昨今いろいろ出ておまして、これは金融大臣にお話します前に、財務大臣が、そのときに、ある意味では機構が買い取った株式が株価下落で売却損が出た場合は政府保証をつけることに前向きな態度を示したと、こういうことでほぼ大体的に受けとめられていると思うんですが、そういうふう

に受けとめてよろしゅうございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 前にも申し上げませんでしたか、このときは三党からの案が出てまいりまして、それについてどうするかという初めての会議でありましたので、言ってみれば三党の考えを政府としても聞いてみようというような場であつたわけでありまして。

その中にそういうところがございまして、「民間ファンドによる株式買上機構の創設」、これは何だろうという議論をしておりますので、説明を受けておりまして、たまたま柳澤大臣が、例えば金

融機関の立場として、もしこういうところへ金でも出すとすればそれは引き当てをしておかなければ非常に危ないと金融機関は当然考えるだろうと、そういったような一種の例としてのお話があつて、私は、これからどうこの三党の対策というものが進展していくかわからないが、いろんな意味で税との関係が出てくるということは考え得るので、あるいは財政との関係が出てくることは考え得るので、話がちゃんとおさまって筋が立つてくれば、こういう非常に大事なときであるから、財政としてもその役割をできることがあれば果たすにやぶさかでないということを私は申しました。

もちろんそのときに、むやみに何でも何でも株持っていらいっしやい、落ちたら政府がどうかしてあげますといったような話でなかったのはもちろんでございますし、私もどういうケースがあるかわからないし、どういふものにこれから転換していくかわからないが、財政なり税制は、これは無関係です、お役に立ちませんといったようなことは別に、一種のタブーだといふふうにはお考えにならないでいろいろ検討していただいたらどうでしょうかと、こういう意味のことを申しました。

○峰崎直樹君 もう一つ、今度は金融担当大臣にお聞きしたいんですが、株式持ち合い構造解消策の一つとして上場投資信託、ETFとかというんですかね、私も余りよく知らないんですが、その導入を、むしろこれよりもこっちの方がいいよと、こうおっしゃっておられるので、そういうお気持ちがあるかどうかということですね。前にもしかすると浜田先生が質問のところで何かおっしゃっていたような気もするんですが、その点、もしあれば。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 与党三党の緊急経済対策の中に「民間ファンドによる株式買上機構の創設」ということで、今まさに先生が御指摘になられたように、金融機関がこのように大量の株を持つということが、金融の再生というか、金融機関の本来果たすべき役割という観点から

問題がありはしないかということはおかねての問題であつたわけでございますが、今回、その解決策として「民間ファンドによる株式買上機構の創設」というこの欄の中に、買い上げ機構の問題と並んで、「また、株式の持ち合い解消の手法として活用し得る上場投資信託(ETF)の導入を促進する。」と、こういうくだりがあつたわけでございます。表題としては民間ファンドによる買い上げ機構ということでございますけれども、その中にありましたものですから、それは両方とも検討すべき課題として掲げられているという受けとめ方がなされて、私、そういう受けとめ方をいたしましたわけでございます。

そこで、いろいろな比較ができるわけでございますけれども、私が若干申し上げたのは、この買い上げ機構という構想も一時的なものとしてはわかるわけけれども、また他面、それは結局最終投資家のところに帰着はしていないということを考えると、ETFというような形態で最終投資家の手に帰着させた方が本来の意味では安定性がある。やっぱりそういうある塊というものが市場の傍らにあつて、みんな目につくということになるわけでございますので、そういうことになると、完全に機関投資家なり個人投資家なりの手に最終的にゆだねられることになるETFの方が本来の意味がましかもしれません、こういうような趣旨で申し上げたということでございます。

○峰崎直樹君 ETFには、じゃどんな問題があるのかと。実際、上場投信というふうな形でこれが下がっていったり余り売れなかったとか、そういう問題がまた出てくるのかという気がする。やっぱり最後はROEの向上をどうするかというところに帰着しちゃうんじゃないかというふう

に思うんですが、我々民主党としても、そういう銀行が持っていることの問題を解決するためのいろんな手段を考えていきたいと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。そこで、もう時間がありませんので、金融というよりも財務大臣に、この間ずっと財政が発散し

ていくことを、つまり財政構造改革というのは何
もばっさばっさと切っていくだけじゃなくて、現
在発散をしていく構造をとめていくという、非常
にお金をかけないで、しかも重要な改革というの
があるんじゃないかということを申し上げまし
た。

その中で一つ欠けているのは、特定財源と言わ
れているもの、これたしか八つぐらいあったで
しょうか、特定財源制度。ある意味ではこうい
う大変財政が厳しい時代でございますから、道路特
定財源というのが一番典型的だと思いますが、そ
ういう特定財源制度をやほりもう廃止していく
というようなお考えというのはございせんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今たまたま道路のこと
をおっしゃいましたが、大変長いいきさつがござ
いました。あるいは、話は違つてしまつても、特殊法
人というものも長いいきさつを、大体やはり国会
におけるいろんな御主張の結果生まれてきたもの
がもとをたせば多いように思いますけれども、
そうでないものもございしますが、道路特定財源と
いうものは、一言で申しますと財源とその目的と
の間にかなり相関性が高いということで今日まで
来ておるわけですし、実はそれ以上のものが道路
関連には投下されておる、それだけではなくてプ
ラスをしておるといふようなことがあつて、そう
いう意味では今日まで存在しておる。ただ、長
い間の経緯の中では、少し財源がたまったので一
遍貸してくれとかいふようなことがいろいろい
ろございまして、大変に議論の多い特定財源で
ございます。

基本的に申しますと、しかし将来財政を総合的
にきれいにしていこうということからいへば、抽
象的にはやはり特殊法人も特定財源もいわば聖域
なく一遍考え直すといふことは、素直に申します
と私はそうあるべき立場にあると、政治的には
いろいろ難しい問題がございまして、理屈
の上ではそういうことであらうと思ひます。

○峰崎直樹君 私もびっくりしたんですが、一般
国道とかあるいは県道、市道、市町村道、道路に

はたくさんあるわけですが、それらを合計したよ
りも農道の方が総延長が長いというデータを見
たとき、確かに農道というのは日本にとって重要
なあれではあるけれども、そんなに日本の農道の
方が、しかも舗装率、結構高まっています、ど
うしてそんなことが起きているんだらうなとい
うことを、北海道でいろいろな田舎町を走るときに
農道を使つて走ると結構早く行けるというよう
なことがあるんですが、そういう意味でいうと、そ
こにおける効率性、本場に役に立つんだらうか
と。農道が開通したところは全部挙家難村なり廃
村になつてしまふといふようなところがどんどん
ふえているわけですね。そうすると、やはり公共事
業として、いや、使われるから道路をつくる、道
路をつくるからまたそこを走るといふ悪循環も、
悪循環と言つたら変な言い方かもしれませんが、
でも、そういう側面も私は出てきていると思つて
いるんですね。そこは本当に見直していかないと
大変だなと。

その意味で、前回も建設国債のお話を申し上げ
させていただいたんですが、先日、北海道大学の
法学部の先生方がちよつと飲んでいらつしやる場
に行つたことがありまして、何かといひますと、
センター・オブ・エクセレンス、要するに何億か
のお金でセンター・オブ・エクセレンスに指定さ
れたので来た。法学部の先生方が、それをどう
使うかといひたときに、こんなお金もらつたらど
うしようもないねと。

要するに、何年か何億なんですかけれども、ど
うやって使つたらいいか困るなと言つて、実はそ
れを受け入れることを我々反対した方がいひん
じやないのか。なぜ反対したらいひかという
こんなお金が入つてくると、一橋大学でもかつて
入つたそうだけれども、要するに諸外国から著
名な人々を呼んできてシンポジウムを開いたり
するぐらゐしかもう使い道がない、それでも一年間に
一千万使えばいい方だなと。それぐらゐは実はお金
の価値といひるのは、いわゆる文科系の方々にと
つてみれば大変大きいんですね。

そういう意味で、お金といふものは、コンク
リートや鉄板やそういうものを通じて公共事業に
どんどんつぎ込まれているけれども、しかし必要
とされているところに行けばもつと少ない金で有
効に使われる金がたくさんある。しかも、そうい
うところで苦しんでおられる人はたくさんいて、
私はその大学の先生方は健全だと思つたんで
す。

つまり、そういう国家のお金を、自分たちがモ
ラルハザードを起こさないようにするためには、
時にはこれは返上した方がいひぐらい議論が飛び
交つてくるのを見て、やはり日本の国立大学の先
生方の意識はまだ健全だと思つて安心はし
たんですけれども、しかし我々財政といふもの
を、国家の財政を預かつている立場からすれば、
本当に今のお金が有効に使われているのか、効
果あるところに使われているのかといふことの
見直しを、ぜひこの財政構造改革といふときには
入れていただきたいといふことを要望して、答弁
は要りませんので、私の質問を終わりたいと思
ひます。

○委員長(伊藤基隆君) この際、峰崎直樹君に申
し上げておきますが、田中、松田両副大臣につい
て、質問が終わつたゆゑをもって退席して結構と
あなたがたおっしゃいましたが、本来これは、委員
長に言つて、委員長から言うようにしていただき
たい。

殊さら委員長の權威を強調しているのではなく
て、ルールといふのは混乱したときに生きてくる
もので、ふだんからきちんとしておく必要があ
ると思ひますので、よろしく願ひします。

○峰崎直樹君 各委員会、じゃ共通してひとつ。
私も、予算委員会などで委員長に了承を求めない
でどうぞとかいろいろ言つていましたので、ぜひ
またひとつよろしく願ひします。

○委員長(伊藤基隆君) 私は全部委員長に言つて
います。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。

今回の関税定率法の一部改正につきましても、
合理的なものも含まれてはいるんですが、でも、
農産物の事実上の完全輸入自由化といひますか、
そういったことを前提としたものが幾つか含まれ
ているという点で非常に重大だと思つておりま
す。私も、冒頭、峰崎委員が取り上げたセーフ
ガードについて一言伺つておきたいと思ひん
です。

先ほどの論議を伺つていますと、財務大臣のと
ころにはまだ、農林水産大臣からの協議の申し入
れといひますか、暫定措置発動についての話がま
だ行つていないように伺つたんですけれども、記
者会見では農林水産大臣は、一昨日、既に農林水
産省としてはこの三品目について暫定措置の発動
が必要との判断に至つた、二省に申し入れるとい
うことを言つておりますので、届いているんじや
ないかなといふふうに思ひます。

そこで、先ほど伺つたのはもう一つすっきりと
わからないんですけれども、三省で行つた調査
が、調査の判断ですけれども、農林水産省として
は暫定措置をすぐに発動する必要があるんだと判
断された。ぜひ財務省、財務大臣としても、一
緒に調査なさつたわけですから、その調査結果を
判断なさつて暫定措置の発動に積極的に賛同なさ
るべきじゃないかと思ひますが、いかがでしょ
う。

先ほどの話の中で、ガット以来のセーフガード
についての思入れについては伺ひましたけれど
も、現時点で非常に緊急の必要性に迫られてい
ると私は思ひます。そういう点で、積極的な農林
水産省の判断に賛同するといふ立場をとるべき
じゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) もう本論は申し上げ
ませんが、セーフガードをジャスティファイする
ためには、正当化するためにはいろいろな条件がご
ざいますが、工業製品ですとそれは比較的易し
い、調査もそう複雑でないんですが、農業製品
の場合には殊に、例えばネギとかいひたようなもの
でございますとか、ピーマンとか、大変に調査

そのものが難しいということもございまして、ですから出た数字が、これは大したことではないとか大したことであるとかいう判定も、工業製品について言うほど簡単ではない。被害があったとかないとかいうこともそうでございます。

そういうこともございまして、消費者がどう考えるか。あるいはこれが例になってその他の、農産物ばかりでなく工業製品にまでセーフガードというものが、国民はこれを見て知るわけでございまして、発展していくかどうかどうだろうか。あるいは、どのような報復を受けるだろうかといったようなこと、いろいろ実はございしますものですが、それも考えながら農水大臣の御意見を承りたい、こう思っております。

○池田幹幸君 ともかく、ガットの時代からそうすけれども、WTOでもきちんとした要件を満たせば、その国の政府がきちんとして判断をすればセーフガードの措置をとれるんだということになっていくわけですから、今のこの三品目には私限らないと思うんですけれども、特にこの三品目は非常に深刻な事態に至っていることはもう間違いないんで、その点では、慎重に慎重にと言っているうちに被害は広がりますから、緊急の判断をなさるべきだろうということを申し上げておきたいと思っております。

あとは、税関業務のことについて伺いたいと思っております。

九九年の警察白書では、いわゆる国境を越える犯罪の問題、その中に人、物、金、情報の流れが拡大しているということが挙がっておりますけれども、それに対応した取り締まり体制等の再検討を促しております。

物の移動につきましては、国際郵便物数、これちょっと私見てみたんですけれども、これが非常に勢いでふえております。郵便物の小包等の貨物です。それがふえております。その中で、輸入禁制品の銃とか社会悪物品、こういったものも国内に流入しているということが指摘されているんですが、関税局の「白い粉・黒い武器」というレポー

トがあります。このレポートを見ましても、税関では物、これは貨物や国際郵便物を指しておりますが、の移動の増大に対して、取り締まり体制の整備とか、監視カメラシステムなど取り締まり機器の増強、密輸入関連情報の収集・分析の強化とか、さまざまな水際作戦を展開しているんだというふうに説明されております。やっぱりそのとおりやっておられるんだと思うんですけども、しかしなかなか国民がそれをもって安心できる実態にはないと思っております。

国際郵便物についてちょっと取り上げたいんですけども、外国郵便物に対する水際作戦の重大性というのは、特に私は重大になっていると思うんです。というのは、余りにも急激な勢いで国際郵便物がふえております。一方で、大麻とか覚せい剤などの社会悪物品が、国内で摘発された後に、国際郵便物によって輸入されていく、そういう事実が発覚する、こういったことが起こっております。こういったことはやっぱり通関業務の信頼性という点を危うくするんだというふうに思っておりますけれども、そういった事件が引き起こされております。

そこで、関税局長に伺いたいんですが、警察等の摘発によって国際郵便物により密輸されていたということが後になって判明した、そういったことが判明した社会悪物品、これについてなんです。追跡調査はしておられますか。しておられるとしたら、そういった物品の件数、量、そういったものはどうなっておりますでしょうか。私は、直感的で申しわけないんですが、税関での摘発件数よりも多いんじゃないかというふうに思っております。いかがでしょうか。

○政府参考人(寺澤辰廣君) お答え申し上げます。郵便局内に設置されております外郵出張所で通関をしたものの中で、その後警察等の摘発を受けて通関したかどうかという確認の数字を我々持ち合わせておりません。個別の具体的なケースではあると思いますが、全体の数字についてつかん

おりません。

○池田幹幸君 これは大事なことだと思っております。それは確かに税関から見れば、自分のところから、目の前を通過されていった、取り逃したということについて、それを追跡調査するというのは、なかなかそれはメンツからいっても大変なことではしょうけれども、しかし実際、この社会悪物品が国際郵便物を通じて入ってきているということは事実なんです。

これ最近の新聞報道からちょっと拾ってみたいんですけども、昨年十一月には、インドネシアからの国際郵便小包で国内の郵便局で送って密輸した事件が摘発されました。結局その犯人が自白しているんですけれども、昨年の四月から九月の間に同じ手口で二十数回密輸を繰り返したと。二十五回としても、二十四回は外郵出張所の目の前を通っていったということなんです。まだ幾つかあるんですけども、余りたくさんやっていてもあれですからやめますが、主に麻薬が多いですね、大麻とか。

それで、そういうことについては、何でやられたのか、こんな件数がどんな手口でやられたのかということを知るためにも、追跡調査というのをぜひやられたらどうですか。

○政府参考人(寺澤辰廣君) 現場におきまして、国際郵便物を利用した社会悪物品をどういうふうには検査をし、工夫をしていくかということについては、業務の中でいろいろな工夫を行っております。

具体的には、これまでの犯罪事例等に基づきまして、差し出しをした国、それから内容物等に着目をしていたしました不審な郵便物の絞り込みを行うということ、またベルトコンベヤーによります効率的な要検査郵便物の呈示を確保する、またエックス線検査装置、麻薬探知犬の増配備をするといったことに取り組んでいるところでございます。

今後とも、国際郵便物を利用いたしました社会悪物品の水際取り締まりの充実に努めまして、先

生御指摘の過去にあった事例等の分析も十分加味をいたしまして、社会悪物品の流入阻止に万全を期してまいりたいと思っております。

○池田幹幸君 要するに、分析するのは当たり前のことです。どれぐらいやられているのかという追跡調査なさったらどうですかと私は伺っているんです。

○政府参考人(寺澤辰廣君) 御指摘の個別の事件については、輸入の既に行われたものを含めて調査の上、追跡調査をやって、必要であれば告発等の処分も実施したいと思っておりますが、と申しますのは、国際郵便物というのは小包で非常に小さなものが特徴でございます。最近、EMSといいますが、国際スピード郵便を使いました一キロを超えようかなかなり大口のものもふえておりますが、そういうものについて追跡することは必要だと思いますけれども、非常に小さなものについて全部をやるということが現場でどれぐらいできるか、ちょっと私、今ここで即答しかねるところでございします。

○池田幹幸君 漏れちゃったというやつについて、何件ぐらいあるのかというふうなことぐらいはやれば、やっぱり今の体制がまずいこと、もう少し強化しなければいけないということになると思うんです。ただ一件か二件そういうことが発見された、それについてどんな手口だったか分析すると。当たり前のことですよ。そうじゃないとすると量的に、件数が多いとすれば体制の問題として考え直さなければいけないじゃないか、当然そういうことになると思うんです。現実にはどうだと私は思っているんです。だからこのことを提案しているんです。

さらに、これは社会悪物品だけじゃなくて、危険物といいますが、そういったものも国際郵便物に入ってきていると。過去にそういう事件がありました。

昨年の九月には、日本橋郵便局で今おっしゃった国際スピード郵便の何か液漏れ事件が起きました。それで四十数名の職員の方が目の痛み等の症

状で病院に運ばれたということなんですけれども、これそのものはいわゆる中国からの薬品だったんですが、この薬品は、万国郵便条約の施行規則八百六条、それに該当する薬品なんです。だから、包装にしてもいろいろ細かく決められておいて、特に付票というのを張りつけなければいけません。色まで規定されているんです。淡緑色の票符ですか、淡緑色の票符を張りつけるということになっておったんですが、これはそういうルールは守られておったんでしょうか。

○政府参考人(寺澤辰廣君) 御指摘のように、郵便物には税関付票という、いわゆるグリーンカードと言ってありますが、これを貼付してこの記載事項を審査する方法をとっておりますが、先生御指摘の日本橋郵便局におきます異臭事故について付票があつたかどうかは、ちょっと私今確認しておりません。

○池田幹幸君 グリーンカードとは違うんです。これは万国郵便条約の施行規則に出ていまして、すけれどもね、ちょっとそこから見えないと思いますが、ちゃんと形が決まった票をこういう薬品のときには張らなければいかぬというふうになっておるんですが、これ張っていないやつなんです。私、ついでに税関の職員の方々に聞いたんですが、こんなの見たことないという人ばかりでした。つまり、中国だけじゃなしにほかの国の方も守っていないんです。

そういうことがわかったんですが、これは大変なことですよ。中国からのこの薬品については、郵政省の方で国際郵便による輸入禁止措置をとられたわけですよ。それはそれで結構なんですけれども、それで事が済むかというと、そう簡単じゃないんです。

というのは、こういった化学薬品等危険を伴う物品の国際郵便扱いというのがあります。それによりまして、これは差し出し国において規制を行うことが国際ルールになっているんです。つまり発送する側の国が責任を持ってやるということになっているんです。そうすると、輸入禁止をし

たって、これは安全性は十分担保できないんじゃないですか、相手国から送ってくるわけですから。そう思うんですが、いかがでしょう。

○政府参考人(寺澤辰廣君) 昨年九月十一日に日本橋郵便局において起こりました異臭事故につきましては、この瓶の中身は医薬品の原料、3クロロプロピオン酸クロライドということでございます。当時、消防法上の危険物には該当はいたしますが、毒物及び劇物取締法には該当しないというところで、郵政省のお話では国際郵便による引き受けの制限を受けないということだというふうになっております。

なお、本年一月一日に施行されました国際郵便規則及び告示によりまして、その改正によりまして、国際民間航空機関が危険品として定義いたしました航空運送に一定の制限を加えている物品、これにつきまして引き受けすることができない物品に加えることになりました。したがって、昨年九月十一日の異臭事故を起こした薬品につきましては、本年一月一日以降は国際郵便物としては引き受けができなくなったというふうになっております。

○池田幹幸君 そうです。郵政省の方はそういう措置をとったんですよ。そのとおりなんです。そこで私伺いたいのは、要するに今回のように誤った記載、あるいは書いていない、ルールに従ってちゃんと票を張っていないとか、それもあるんですけれども、さらには悪意で中身を隠して送つてしようとしたものとか、そういうふうなものも十分に考えられるわけですよ。実際起きています。そうすると、こちら側での、つまり日本側での対応を強化するということがどうして必要になってくるわけですね。水際での検査体制の強化です。これは郵政省の仕事じゃなしに財務省の仕事ですよ。これはどうなっているんでしょう。この事件を教訓にして何らかの対応策をとられましたか。

○政府参考人(寺澤辰廣君) お答えいたします。私どもも、この事故につきましては、職員の安

全確保の点から重く受けとめて、次のような対応をとったところでございます。

まず、外郵出張所におきましては、職員の安全を図るために、統括官等によりまして検査所の巡回を強化する、また検査に当たってはマスク、手袋等の着用を励行する等の措置をとりました。これは税関の中の措置でございます。

さらに、郵政当局に対しましては、郵便局側でも外装の観察を強化していただきたい、それから二番目に、薬品等の包装を厳重に行うとともに、国際郵便物として引き受けられない危険物の郵送禁止を徹底するように輸出に要請をしていただきたいということを申し入れたところであります。

郵政当局におかれましては、本異臭事故については非常に重大に考えておられまして、輸出国に事故の概要を伝え、薬品等の包装の徹底及び危険物の郵送禁止についての要請を行っていただいたと承知しております。先ほど申しました、さらに本年一月からの告示等を改正して、国際郵便物として引き受けられない危険物の範囲を拡大されております。

税関といたしましては、今後とも郵政当局とともに職員の安全確保のために努力をしていきたいと考えております。

○池田幹幸君 まことに頼りない感じがするんですよ。

今言いましたように、危険物品にしても社会悪物品にしても、物すごい勢いで数がふえてきています。それを相手国に頼る形で、それは国際ルールからいえばそうですよ、変なものを送っちゃいけないことになっているのに送る方が悪いといえは悪いんだけれども、それは税関としては、日本国民の安全あるいは職員の安全を守るためにはこちら側でやっぱり対応を立てないといけません。

ところが今、残念なことに、その点では非常に危うい状態、むしろ悪くなっているところがあるというふうにいるんですよ。というのは、努力しないと言っているんじゃないですよ。さっきおっしゃ

たEMSというんですか、国際スピード郵便ですか、これが物すごい勢いでふえているんですよ。普通の郵便物、いわゆる国際郵便貨物ですか、それも非常にふえているんですよ。これを見ると、十年間で約一・四倍ふえています。その一・四倍というの、基礎の数字が八千四百六十七万からですから、一億二千七十六万という形で、絶対数にすれば物すごいふえ方をしております。また、EMSという国際スピード郵便の急増はこれよりもっとすごいんですよ。九〇年から二〇〇〇年の十年間で検査呈示個数四・九倍、物すごいふえ方です。これは事実ですよ、いただいた数字ですからそのとおりだと思うんです。

もちろん税関は、こういうふうな業務だけじゃなしに、一番中心は課税することですから、その仕事に非常に大事なんです。課税通知書の発給ももちろん当然のことながら物すごい勢いでふえています。だから、仕事量が物すごい勢いでふえているんですよ。ところが残念なことに、職員、ふえてはいるけれども、ふえ方はとても微々たるもので、この荷物のふえ方には到底追いつかないというのが現状なんです。

これは非常に大事なところで、私、この質問をするに当たって、今週月曜日に東京外郵出張所を見させていただきまして。そこでやっぱり感じました。話を伺うと、三十人で一万三千個、これを午前中に仕分けするということなんです。仕分けというのは、税関職員の方々が、これはもうそのままだ配達に回してよろしいよ、課税しませんが、これは課税します、これはあけて検査をしましょうという大体三つに分ける。

ところが、その作業のやり方たるや、物すごくうずたかく積まれた荷物をまず真ん中に運んで置いて、それをいろいろ仕分けしてそれぞれのケースに入れる、こういう作業なんです。さっき一キロ以上の物品がふえているというふうにおっしゃったけれども、それどころじゃないんですよ。制度改正で、郵便物が今まで二十キロだったのが三十キロまで認められたんですよ。実際、

重たい荷物はあるんです。そういうのも税関の方が運んで一々判断するわけでしょう。これは大変な重労働であるだけじゃないに、物すごい神経を使う仕事なんですね。

私もついさっきして、後で税関の方に話を聞いたときに、どっちも検査するのは持って感触を確かめたりするんだからと言ったら、そんなことじゃない、持って物を運ぶのと、この荷物の書いてある中身が正しいかどうかというふうな形で持って検査するのは意味が違うんだと言われて、あなるほどなと思ったんですけれども、肉体的な労働に加わって精神的な労働は本当に大変なものになっていくんですね。そこへもってきて、どんな数がふえるばかりということになっておる。午前中にこれだけ片づけて、午後は課税業務ということになるわけですよ。

これを毎日やっておられるわけですけども、これを助ける設備がまたまことにお粗末なんです。課税業務の方はパソコンがあります。これでもって仕事はどんどん早くなっている。それはそうだろうと思うんですが、じゃ検査の方はどうかというと、今言いましたように荷物を一つずつ手作業で運んでいるんですよ。あと設備として私が取り上げるのは、エックス線の装置と、これは設備と言えるかどうかかわかりませんが、荷物を運ぶ車、台車というんですか、これぐらいですよ。こんな経済大国日本の、それも表玄関東京の外郵がこんな状態にあるんですね。これはもったいないとすればちゃんとしたことができるなというふうに思っています。

例えばエックス線の検査機にしても、一万三千個検査するのに二台しかないんです。午前中にも全部やるとすれば、六千五百ぐらい一台でやらなきゃこれは不可能です。だからやっていません。少なくともエックス線検査ぐらいはすべてのものを通してやれば、起こる事故も少ないだろうと思うんですけれども、それはやっていないですね。やれないです、実際。人は少ないし、設備が少ないわけですから、やろうにもやれない、やる

意思はあってもやれない、これが実情だと思うんですね。

これは、関税局長よりも財務大臣は当然こういった実情も御存じだと思わなければならない、いかがお考えでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一) ただいままたかなり詳細に現場のことをお話しいただきまして、啓発を受けました。

以前から税関職員の非常な激務、変わってあります仕事の環境については御指摘がございました。おっしゃいますように、貨物の量にいたしましても、あるいは旅客の人数にいたしましても、甚だしい業務量の増大の上に、覚せい剤、麻薬、銃砲等々のことがございます。しかも極めてその密輸の方法が巧妙になってくるというようなことでございますので、我が国全体の安全にとりましても極めて深刻な問題だと思っております。

おっしゃいますように、かなりある部分はいわゆる機械化、装備を高めることによって解消する、これはぜひ予算で足りなくやっています。解決しなければならぬと思いますが、定員の問題にも及ぶことでありまして、従来から御指摘いただいておりますが、所管大臣といたしましても十分努力をいたさなければならぬと思っております。

○池田幹幸君 重ねてその点について、私自身が調べてきたことですのでおきたいと思っておりますけれども、本当に職員の方は一生懸命やっております。それはもう本間に間違いのないんですけれども、しかしそれだけに、荷物がふえ、神経も使うということになります、これはだれだってずっと緊張状態を続けるというのは不可能です。必ずやっぱりどこかでばかが出るわけで、それは責められない。

とすると、それをカバーするのは、やっぱり人をふやすことと、それから可能な限り設備を備えるということだと思わんです。その上で、私はさらに仕事をふやせなどと提案するわけですけども、これはやはりせめてエックス線検査ぐらいは全量検査するというのが大事だと思わんです。

今は税関の職員の方の勘で、勘と言ったら悪いな、経験と知識と勘によって三つにまず仕分けするわけです。仕分けした中でエックス線に入れるやつというのが出てくるわけですけども、やっぱりこれじゃ漏れが出ると思わんです。何といても人が中心ですけども、人をふやし、かつ設備も備えるということ、定員のところはなかなか今大臣がおっしゃったように難しい問題があるでしょうけれども、せめて設備ぐらいは難しくないだろうということ、それから余りにも狭いんです。

荷物がふえたから狭いんでしょうけれども、私たちは調査に行かせていただいて、割と片づいていると思わんですが、それでも台車の間をこうやって通るような状況ですよ。後で伺ったら、それは物すごくきれいに片づけたんだそうです、わざわざ私たちが伺うので、それはやっていたいたたのはありがたいけれども、やっぱりそんな状態を放置してはいかぬだろうと思わんです。

さらに伺うと、それはまだ半分であって、韓国と中国のやつはまた三階に別にあつたんだというんです。そこは見せていただけなかったわけですから、やっぱり困難な状況を何も隠すことではない、こういう状況にあるんだということをはっきりさせて改善するということの方が大事だということをお願いしたいと思います。

○政府参考人(寺澤辰廣君) 先生に御視察いただきました東京外郵出張所は、実は全国の外郵の出張所の中では古いものでございまして、設備の近代化ができていないものでございまして、郵政当局は今、全国の国際郵便局を再編するというところで逐次再編をしております、新しいところにつきましては、ベルトコンベヤーを設置し、かつエックス線装置も十分流れの中に入りまして全量検査ができるような体制をとっているところもございします。

いずれにいたしましても、郵政省の施設でございますので、郵政当局にそういう施設を整備していただくように我々からもお願いをし、できるだけ

けそういつた取り締まりが効果的にできるように我々も努めてまいりたいと考えております。

○池田幹幸君 これで終わりますが、一番古い設備だということですけども、荷物は大体全国の四割近くが集結しているところですから、きちんとやっていた方がいいです。社会悪物品も恐らくそういったところから漏れている可能性があるわけですから、きちんとやっていた方がいいというふうに思います。

終わります。

○大淵絹子君 少し質問が重なる部分がございますけれども、お許しをいただきたいというふうに思います。

WTOというのと、思い出しますのが日本の米問題です。九四年に最低輸入義務という形で部分輸入自由化が始まりまして、九九年四月からは関税化、いわゆる輸入自由化に踏み切りました。それで、この五年なんですけれども、毎年一〇％以上の米価の値下がりが続いています。三割を超える減反も強いられて、米農家の衰退はもう本場に著しいものがございます。米だけにとどまらずに、農産物の自由化は生鮮食品にも及び、日本農業に深刻なダメージを与えています。WTOの新ラウンドにおける農産物の取り扱いを本場に根本的に変更するという以外には日本農業を守ることはできないのじゃないかというふうに思っております。主張をしておきたいと思っております。

さて、中国などから輸入されるネギ、生シイタケ、量表などに対して、農水省はセーフガードの暫定出動へ踏み切りたいということで財務省、経済産業省に働きかけをしておりますけれども、セーフガード暫定発動を本気に考えており、そしてその後、一般セーフガード発動にまで持ち込みたいと思っておりますのか、農水省にお聞きをいたします。

○政府参考人(西藤久三君) お答えいたします。先生御指摘のネギ、生シイタケ及び量表の三品目につきましては、昨年十二月二十二日から政府調査を実施しております、去る三月二十三日に

政府調査の概要を公表させていただいておりま

す。
農林水産省としては、この実態調査の結果を踏まえ、また、本年に入ってから、価格・需給動向なり経営動向等も勘案いたしまして、三月二十七日にこの三品目につきまして暫定措置の発動が必要という判断に至ったところでございます。この判断に立ちまして、現在、関係省庁と発動について協議を行っているという状況にござい

ます。
○大淵絹子君 一般セーフガード発動まで何とか持ち込みたいと思っておりますか。

○政府参考人(西藤久三君) ただいま申し上げましたのは、一般セーフガードの中で、先生御案内のとおり、調査結果が終了する前にあっても暫定的に適用する暫定措置というのは御案内のとおり認められておりまして、私どもその暫定措置、暫定措置の後、通常措置の発動ということの前提で議論をしている状況でございます。

○大淵絹子君 経済産業省に聞きますけれども、九七年、タオル業界がセーフガード発動を要求されたことがございます。暫定発動を求めてきたことがありますが、そのときそれを回避することができたのはどういうことだったんでしょうか。

○政府参考人(奥村裕一君) お答え申し上げます。

私ども、繊維のセーフガードにつきましては、先生御案内のとおり、このセーフガードの措置に基づきましてこれまでも調査開始に入ったことがございます。九七年といえますか、前回のときには中国との交渉の中で中国側がある程度自主的な措置を講じるということになったというふうに記憶しております、それに基づきまして調査開始はいたしましたが発動には至らなかったという経緯でございます。

○大淵絹子君 重ねて伺いますけれども、その後、そのタオル業界の業者の皆さん方はどういう行動をとられましたでしょうか。

○政府参考人(奥村裕一君) 私の記憶では、当時

はポプリン・ブロードというふうに記憶しております、タオル業界につきましては、御案内のとおり、ことしの二月二十六日に日本タオル工業組合連合会が私ども経済産業省に対して繊維のセーフガードの発令要請を行われたところでござい

ます。
○大淵絹子君 多くのタオル業者が生産地を中国に求めて進出をしようとしたのじゃありませんか。○政府参考人(奥村裕一君) タオル業界の方の中には先生御指摘のとおり中国に進出された企業もあるというふうになっております。

○大淵絹子君 自分の国では太刀打ちができないという状況の中で、中国に新しい生産地を求めてそこに行った日本人たち、今、日僑と言ったそうですね。その日僑の人たちが非常に安いコストで中国で生産をして、それが日本に入ってきているという状況があるということですね。

農産物もそれと同じことがあるわけではござい

ますけれども、じゃ農水省に聞きますけれども、このセーフガード発動した後、例えばそのシイタケとかネギとか量表とかという農業の生産現場の立て直しをして競争力を強めていくことができる状況にあるのかどうか、ちょっとお答えをいただきたいと思

います。
○政府参考人(小林芳雄君) 三品目のうち、ネギと量表につきましてはまず御説明申し上げます。

先生御承知のように、一昨年の食料・農業・農村基本法を受けて、野菜を初めとした各農産物に基づきまして、昨年の基本計画に即して今後体質強化を図っていくという形で施策を進めております。
特にネギのような今こういった輸入の影響を受けた作物につきましては、一層そういう産地の体質強化といえますか、そういうことに努めていく必要があるかと思っております、そういう意味で、一つは、生産、流通、消費といういろいろな側面がございまして、生産面では、品質の向上でありますとか生産コストの低減、これは従

来からやっておりますが、こういった取り組みをさらに強化していかなくばいけませんし、また流通段階でも、これから国際的な環境などを考えますと、そういうコストの削減ということも今まで以上に具体的な対策を講じなければいけないと思っております。

さらに、結局は、消費者であれ実需者の皆さんであれ、そういったユーザーの皆さんに国産野菜をいかにうまく使ってもらおうかということがポイントでございまして、そういった意味でも従来から産地と実需者との連携の強化というようなことをやっておりますが、これをさらに産地側も含めてそういった取り組みといいますか、実効あることを進めていきたいというようにいけば総合的にやっていきたい。あわせて、消費者の皆さんに対しましては、適正な原産地表示ということを徹底していきたいというふうに考えております。

また、イグサにつきましても、特に品質の向上で新しい品種の導入をしそれを普及するとか、また産地のブランド化といえますか、そういった形で国産品の特徴、あるいは市場に対するアピールというものを強めていきたいという形で、さまざまな対策をこれから講じていきたいというふうに考えておるところでございます。

○政府参考人(中須勇雄君) 生シイタケについてお答え申し上げます。

今回のセーフガード発動に当たった事前の調査の中で生産者の意向調査をいたしました。その結果によりますと、今後とも生シイタケの生産を維持したい、あるいは価格が上がるならば拡大をしたいと、こう答えられた方が約七割いるという状況でございます。

したがって、私ども、今後とも御指摘のよう

に競争力を強化するという観点から、特に生産面におきましては作業の機械化、植菌を自動的に

行う、こういったことを促進するとともに、品質とか生産性の高い種苗を開発する、それに適合した栽培技術の普及を図る、こういったことが課題で

ございますし、流通面につきましては、特に予冷施設の整備とか、あるいは共同選別による品質の向上を含めた流通の改善に取り組む、そしてまた原産地表示の的確な実施ということを普及していく、こういったことがこれからの課題になると、こういうふうに考えております。

○大淵絹子君 課題が克服できるかどうかというのは、本当に衰退を待っている後継者がもういなくなっているという現状がある中でなかなか難しいのかなというふうに思っていますけれども、頑張っていたかなければなりません。

農水省は、このほかにも、セーフガード発動以前に植物検疫を強化して違反者を徹底的に摘発をして輸入禁止措置などをしていきたい、そしてさらにセーフガード暫定措置で関税を引き上げ、二

百日後には一般セーフガードの発動に持ち込みたいという御意向ですが、これに対して経済産業省や財務省の考え方は農水省と一緒にござい

ます。
○政府参考人(奥村裕一君) お答え申し上げます。
私ども経済産業省といたしましては、WTOのセーフガードの規定に基づきまして、今先生御指摘の三品目につきまして、その要件に照らしまして発動できるかどうかというのを、現在、私ども農水省それから財務省、この三省の間で鋭意検討させていただいておるところでございます。その検討結果によりまして、私どもとしては発動するか否かということにしたいまいりたいと。いずれにしろ、速やかに結論が得られるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

般に当然のことながら広がっていく可能性を考えなければなりません。

戦後のいろいろ推移につきましてはガット三十五条等々申し上げましたが、先ほどなたか御質問にありましたように、自由貿易の国としての日本という、これは一つの大事な国の政策であることは恐らく国民の間にコンセンサスがあると思っております。

そういう立場から申しますと、これらの措置はもとよりWTOで許されておるとは申しますものの、かなり厳しい条件のもとに許されておるわけであって、我が国の実情がすぐにその厳しい条件に合致するかどうかということは、本来、WTOからいえば相当厳密に判断しなければならぬことであると。基本的には私は、我が国はWTOの有力なメンバーとして考えなければならぬことだと思っております。

それから次に、ただいまの問題は消費者側の問題というものは実際上ありませんし、先ほど大淵委員の言われましたお米の問題も実はそうでございますが、タオルになりますと例えば少し事情が違っておりまして、工業製品一般になりますと非常に事情は違ってくることを考えなければなりません。

したがって、生産者を助けなければならぬということとは政府にとって大事な仕事であります。同時に、消費者がその結果として大変な不利益をこうむらないということも考えておかなければなりません。それから、我が国が自由貿易の国として、殊に東南アジアあるいは周辺の国々をいような意味で工業化を助けてきているということも我が国の政策としては決してないがしろにできない問題であると思っております。

したがって、セーフガードを発動するしかないかということ、一般論といたしましては、やはり我が国はWTOの志向するところが世界の自由貿易の発展のために大切であるということ、それから発展途上国をやっぱり助けていくということが極めて大事であるということ、それらのこと

を総合的に考えながら、大変に慎重に考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

○大淵絹子君 けさの読売新聞なんですけれども、宮澤財務大臣は、昨日の経済産業省、農水省とのこの件に関するお話し合いをなされた後、記者会見なさったんでしょうか、主務官庁の農水省が中国側からの自主規制を引き出すことを目指すならば任せてもいいと、落ちつく先はそこかなと、こうおっしゃったというんですね。

そうしますと、財務大臣の今考えておられることと、農水省が一般セーフガードまで持ち込んでいこうとする姿勢と少し違いがあるのかなというふうに思っております。日本の立場というものは今大臣もおっしゃるようにならざるを得ないというふうに思っております。消費者の利益あるいは生産者の利益というように、農産物の場合は特に御指摘のように大変難しい困難な問題が山積をしていると思っております。

きょうは外務省にも来ていただいたんですけれども、外務省にお尋ねをしておきたいと思っております。

今はこうしたセーフガードの問題が取りざたをされていますけれども、中国側に対して外務省の持っている切符といえますか交渉条件で、こうしたことを自主規制とか、あるいは日本の生産農家がこれ以上打撃を受けないような手だてが何かあるのではないかと。松岡副大臣が行って、農水省側の交渉では自主規制を引き出せないという状況にある。今引き続きやっておるのでもまだ継続的なところがあるんでしょうけれども、外務省として、それに対して何か側面から、後方からでも結構ですが、援助することはできないのかと思っております。お聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(横田邦彦君) 委員御指摘のように、松岡副大臣が中国との間で、言うなれば中国側による自主規制といったようなことができないかという御提案をしておられます。これにつきましてはまだ中国側は検討中であるというところ

で、少し時間がかかるようでございます。

私もどなたかしましては、当然のことながら、我が国の農民の方々が抱えておられるこの件に関する問題の深刻さというものは伺っておりますし、そういう問題をうまく解決するべく、外務省としても努力をすべきであると思っております。

その際に、先ほど宮澤財務大臣からお話のありましたようなさまざまな切り口の問題点がございまして、事は簡単では必ずしもないと思っておりますけれども、それは私どもとしましては、松岡副大臣のなさったような御提案につきましては、まさに精力的に中国外交部あるいは対外経済協力部等との間において、このような御提案が実を結ぶことができるのかできないのか、結ぶことができるのかどうかを働きかけてきておりますし、またこれからの引き続き行っていく、そういうつもりでおるわけでございます。

○委員長(伊藤基隆君) 時間でございまして、お話を付けてください。

○大淵絹子君 三十三分までといただいておりました。

もう最後になります。

大臣、セーフガードを発動しますと、報復措置というものがWTOでは許されません。そうしますと、中国側からの報復措置として、日本が中国に輸出をしているものについて厳しい規制がかけられるというようなことも起こってまいりますので、これは本日に大臣がお考えのように軟着陸をさせた方が日本の利益にとっては全体としてはいいのかなというお考えもあるかと思うのです。

そこらも勘案をしながらぜひ慎重に、しかも農家にはよりよい手当てができますように、保護政策というものは余り私には好きではないのですけれども、農業者にとっては手厚い保護政策などが必要だというふうな思っております。さまざまな手当てをしながらこの難局を乗り切っていただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) WTOの規則では報復

は許されておりますが、その報復の量というのは、こちらがとった措置によって向こうに生じた損害と同量と申しますか、一定の制限を設けておるわけでございますが、中国が今のところWTOに加盟していませんので、そういう規定に拘束される法律的理由がないということになります。いかなる報復措置も可能であるというふうに一応は考えておかなければなりません。

といったようなこともございまして、先ほどのお話のように、将来このセーフガードの問題をどうするかというふうなことに、中国がWTOに入りましたならばいろいろなことが規則的に行われるという期待はしつつ、しかし世界全体の貿易が報復の連続になるといったようなこともかつてあったわけでございまして、その点も一生懸命考えなければならぬことでもあります。

○大淵絹子君 最後にちょっとだけ反論させてください。

報復措置、WTOに入っていないととるんです。韓国に対して携帯電話の輸出を禁止する。というような報復措置をちゃんととっていますので、それは国としてはとれるんですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) ちょっと失礼いたしました。

WTOそのものは報復は今認めていないそうですが、中国がWTOに加盟していませんので、今おっしゃったような事態が起こると同じでした。

失礼いたしました。

○委員長(伊藤基隆君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大門実紀史君 私は、日本共産党を代表して、関税定率法等改正案に反対の討論を行います。

反対の理由は、第一に、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された米、麦類等における暫

定税率の適用期限の一年延長についてであります。日本の農業は、米などに対する関税化によって重大な影響を受けています。農産物の例外なき関税化自体に問題があり、今回の適用期限延長には反対です。

第二の理由は、石油関係関税の還付制度の延長措置が、石油精製業者に對し引き続き年間四十億円を還付する専ら大企業優遇となる制度であり、適用期限の延長に反対であります。

なお、本改正には、沖繩への免税制度の改善措置など評価できる改正やH.S.条約の改正など合理的な理由による改正もありますが、以上述べたように、ウルグアイ・ラウンド合意を前提とする米などの農産物の関税化を継続するなど、原則的に賛成できない改正案が含まれており、全体として反対いたします。

以上、反対の理由を述べ、私の討論を終わります。

○委員長(伊藤基隆君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤基隆君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、勝木君から発言を求められておりますので、これを許します。勝木健司君。

○勝木健司君 私は、ただいま可決されました関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 輸入の増加により国内産業に重大な損害を与える等の事実がある場合に発動されるセーフガード問題については、WTOセーフガード協定等に従った的確な事実認定に基づき、適切かつ速やかに対処すること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(伊藤基隆君) ただいま勝木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤基隆君) 全会一致と認めます。よって、勝木君提出の附帯決議案は全会一致を

もって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤財務大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨に沿って配慮いたしてまいります。

○委員長(伊藤基隆君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

平成十三年四月十六日印刷

平成十三年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B